

山形県酪肉連携による優良和牛子牛増頭促進モデル事業実施要領

第1 目的

酪農家及び和牛繁殖農家の所得向上並びに県内子牛市場活性化を図るため、補助事業者が行う酪肉連携による受精卵移植技術を活用した優良和牛子牛生産の取組みを支援することを目的とする。

第2 受精卵移植等に係るデータの把握・報告

1 受精卵移植等に係るデータの把握

令和8年度山形県酪肉連携による優良和牛子牛増頭促進モデル事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表の摘要の農林水産部長が別に定める受精卵移植等に係るデータは、交付要綱別紙明細1のデータ種類の「1 移植した受卵牛」「2 移植した受精卵」「3 優良和牛子牛の出生」「4 優良和牛子牛の出荷」とする。

なお、事業実施年度内に県内子牛市場への出荷に至らなかった場合、「4 優良和牛子牛の出荷」に係るデータは事業実施翌年度の3月31日までに、受精卵移植等データ報告書（要領様式第1号）にて知事に報告するものとする。

第3 事業の実施

1 補助対象期間

交付要綱第2条の農林水産部長が別に定める期間は、期首（事業実施前年度の1月1日）から期末（事業実施年度の12月31日）までの期間とする。

2 優良和牛子牛の用途

(1) 本事業で生産された優良和牛子牛については、補助事業者が飼養衛生管理基準に基づき適正な管理に努め、県内子牛市場へ出荷するものとする。ただし、交付要綱別紙明細1のデータ種類の「4 優良和牛子牛の出荷」に係るデータを報告する前に、当該牛が疾病や事故により補助目的に従った飼養の継続ができなくなった場合は、補助事業者は事故等廃用報告書（要領様式第2号）により知事に報告するものとする。

(2) 補助事業者は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、優良和牛子牛について農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を行うこととする。

第4 関係書類の提出

この実施要領に関して補助事業者が知事に提出する書類は、農林水産部畜産振興課に提出するものとする。

第5 その他

知事は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附 則

この要領は、令和8年5月18日から施行する。

(要領様式第1号 実施要領第2の1 関連)

番 号
令和 年 月 日

山形県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

令和 年度酪肉連携による優良和牛子牛増頭促進モデル事業に
おける受精卵移植等データ報告書

このことについて、酪肉連携による優良和牛子牛増頭促進モデル事業実施要
領第2の1の規定により下記のとおり報告します。

記

1 別添 別紙明細1 (補助金交付要綱)

(要領様式第2号 実施要領第3の2 関連)

事故等廃用報告書

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

名 称

代 表 者 氏 名

令和 年度酪肉連携による優良和牛子牛増頭促進モデル事業の優良和牛子牛について、下記のとおり補助目的に従った飼養の継続ができなくなったため、事業実施要領第3の2の規定に基づき報告します。

記

1 優良和牛子牛

名号 本牛	個体識別番号	生年月日

2 補助目的に従った飼養の継続ができなくなった理由

3 飼養経過及びてん末

注) 事故等を証明する獣医師の診断書等を添付すること